

スマートウェルネス住宅等推進事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）に係る事務事業を実施する者の公募についての公示

令和8年2月13日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業）に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

注1）本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受け付け及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。注2）本公募は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業を行う者に対する補助金交付等に係る事業を実施する者に関する公募ではありません。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業を行う者に対する補助金交付等に係る事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業を行う者に補助金の交付等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業及び人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業を行う者に対する補助金交付等に係る事業

- ① 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- ② 完了実績報告に係る審査及び補助金の額の確定
- ③ 補助金の支払い
- ④ ①～③に係る問い合わせ・相談への対応（電話対応を含む。）
- ⑤ 補助事業に関する普及啓発
- ⑥ 申請内容・審査状況等のデータ管理
- ⑦ 事務事業の実施を通じて明らかになった課題や問題点の整理

- ⑧ 円滑な事業実施に向けた、人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業に関する評価事業を実施する者との協議や情報提供等
- ⑨ ①～⑧に付随して必要となる業務
- 過年度に実施された住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業に係る下記の事業
 - ア 居住状況の実態調査、データ管理
 - イ 事業の実施状況の徴収、補助要件の確認
 - ウ 個別の補助対象財産の処分、各種変更（建築主変更、目的外使用、計画変更、休止・廃止等）手続き
- 過年度に実施された人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業、高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業に係る下記の事業
 - ア 補助要件の確認
 - イ 個別の補助対象財産の処分、各種変更（建築主変更、目的外使用、計画変更、休止・廃止等）手続き

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

2. 補助対象事業者の要件

次の（１）～（６）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 本事務事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- (2) 本事務事業を適確に遂行する技術能力（建築工事費の積算等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 本事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 本事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- (5) 本事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 本事務事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 西澤・佐藤
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111（内線 39857）
- ④電子メール hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和8年2月27日（金）18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 電送（電子メール）

なお、提出時は、以下の規定によることとし、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・データ形式は PDF とする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。

- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。